令和２年度

定期監査（工事監査）結果報告書

令和２年６月 30 日提出

登　米　市　監　査　委　員

令和２年度定期監査（工事監査）結果について、登米市監査基準第 20 条第１項に基づき、次のとおり報告する。

１　監査の種類

定期監査（工事監査）（地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査）

２　監査の対象及び日程

令和元年度に市が実施した工事（繰越事業を含む。）から８事業を選定し、次の日程で実施した。

（１）現地調査

月　日	監　査　対　象　工　事
５月15日 （金）	・渋川樋管補修工事 ・中田庁舎高圧受変電設備更新工事 ・登米市立米谷病院建設工事 ・日根牛地区坂路設置工事 ・北方配水池外伝送装置設置工事 ・（仮称）新登米懐古館新築工事（電気設備） ・（仮称）新クリーンセンター建設工事 ・学校教育施設空調設備設置工事（米山中学校）

（２）監査委員監査

月　日	監査対象工事（担当部署）
５月18日 （月）	ア　中田庁舎高圧受変電設備更新工事 【総務部　総務課】
	イ　北方配水池外伝送装置設置工事 【上下水道部　水道施設課】
	ウ　日根牛地区坂路設置工事 【建設部　建設総務課】
５月19日 （火）	エ　学校教育施設空調設備設置工事（米山中学校） 【教育委員会教育部　学校教育課】
	オ　渋川樋管補修工事 【産業経済部　農林振興課】
	カ　（仮称）新登米懐古館新築工事（電気設備） 【教育委員会教育部　文化財文化振興室】
５月20日 （水）	キ　（仮称）新クリーンセンター建設工事 【市民生活部環境事業所　クリーンセンター】
	ク　登米市立米谷病院建設工事 【医療局　経営管理部経営企画課、米谷病院】

３　監査執行者

監査委員　島　尾　清　次
監査委員　千　葉　良　悦
監査委員　岩　淵　正　宏

４　監査の着眼点

（１）契約の方法及び手続きにおいて、適切に事務処理が行われているか。
（２）契約の履行期限、工事完成の時期、物品の納入時期は適切か。
（３）工事に係る監督、検査及び検収は適切に行われているか。
（４）支出負担行為、前払い、完成払い等の事務処理は適切か。

５　監査の主な実施内容

上記着眼点を中心に、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、工事の起工から完了までの一連の手続きが適切に行われているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務局職員による事前調査及び現地調査を実施した。

なお、監査委員監査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する観点から、関係職員の出席を求めず、書面監査により実施した。

６　監査の結果

事業全般に係る事務の執行、事業の管理及び工事の施工はおおむね適正であると認められた。

今後、改善や検討を必要とする点については、以下に記述するとおりである。

なお、簡易な事項は、担当部署への講評等の中で伝達したので、記述を省略した。

（１）総括事項

今回の監査対象である８事業のうち、６事業で契約変更が行われている。そのほとんどがやむを得ない事由によるものであり、対応にはだいぶ苦慮されたことと理解するが、できるかぎり当初の段階から十分に現場状況の把握に努め、内容を吟味、検討の上で設計されるよう努められたい。

工事の設計や積算については、現場の状況を十分に把握した上で常に経済性・効率性の観点に十分配意するとともに、予算全体の事務・事業への影響という視点も考慮しながら取り組まれたい。

また、一部の工事において、関係書類に記載誤りがあるなど、注意を払うことにより防止できたと思われる不備が見受けられた。担当者自身の確認に加え、決裁や供覧の際に係員や上司による確認を行うなど、相互検証に努められたい。

監査を行った事業に対する個別の意見は次のとおりである。

（２）個別事項

ア　中田庁舎高圧受変電設備更新工事　【総務部　総務課】

事業概要（当初）	中田庁舎受変電設備の設備点検で指摘されている事項について更新（入替）を行うもの。 ・トップランナー変圧器（油入式）：２台 ・高圧コンデンサ（油入式）：２台	
契約業者名	有限会社五島電機	
契約年月日	当　初	令和元年６月 18 日
	変　更	なし
契約金額	当　初	5,140,800 円
工期	当　初	令和元年６月 19 日～令和元年９月 30 日
監査意見	・本工事の入札において、最高額で入札した業者が落札し、その他の業者は最低制限価格を下回り失格となっている。設計価格積算のための参考見積を徴取する際は、登米市契約規則第 11 条第４項に基づき、より適正な積算を行えるよう、複数業者から徴取するなど、その手法について検討されたい。	

イ　北方配水池外伝送装置設置工事　【上下水道部　水道施設課】

事業概要（当初）	現行のクラウド監視装置による一元監視を実施するため、未実施施設に伝送装置を設置又は改良するもの。 ・伝送装置：６箇所 ・データセンター機能増設：１式	
契約業者名	株式会社明電舎　東北支店	
契約年月日	当　初	令和元年９月 26 日
	変　更	なし
契約金額	当　初	12,960,000 円
	※消費税率改正により	13,200,000 円
工期	当　初	令和元年９月 27 日～令和２年２月 28 日
監査意見	・特になし	

ウ　日根牛地区坂路設置工事　【建設部　建設総務課】

事業概要（当初）	国土交通省による北上川河川改修事業工事期間中の代替坂路整備を行うもの。 ・土工：一式　・舗装工：A＝210 ㎡　下層路盤工：A＝220 ㎡ ・不陸整正工：A＝40 ㎡　・防護柵設置工：L＝46m ・排水構造物工：L＝10m		
契約業者名	有限会社梅川建設工業		
契約年月日	当　初		平成 31 年３月 13 日
	変　更	第１回	令和元年６月 11 日
		第２回	令和元年８月 28 日
		第３回	令和元年 10 月２日
契約金額	当　初		4,842,720 円
	変更後	第１回	―
		第２回	―
		第３回	6,189,120 円（1,346,400 円の増額）
工期	当　初		平成 31 年４月１日～令和元年６月 28 日
	変更後	第１回	平成 31 年４月１日～令和元年８月 30 日
		第２回	平成 31 年４月１日～令和元年 10 月 31 日
		第３回	―
監査意見	・登米市契約規則第 64 条第２項に基づく設計変更時の請負業者との協議については、建設工事に係る設計変更事務取扱要領に基づき、状況に応じて工事打合せ簿及び設計変更協議書として記録されたい。		

エ　学校教育施設空調設備設置工事（米山中学校）

【教育委員会教育部　学校教育課】

事業概要（当初）	学習環境の改善を行うため、学校教育施設の教室等へ空調設備を設置するもの。 ・空調設備工事：一式　・空調設備設置：12 箇所		
契約業者名	有限会社佐々木設備		
契約年月日	当　初		令和元年８月 26 日
	変　更	第１回	令和２年２月 12 日
契約金額	当　初		37,800,000 円
	変更後	第１回	48,081,000 円（9,581,000 円の増額　※他、消費税率改正により 700,000 円の増額）
工期	当　初		令和元年８月 27 日～令和２年２月 28 日
	変更後	第１回	―
監査意見	・特になし		

オ　渋川樋管補修工事　【産業経済部　農林振興課】

<table>
<tr><td>事業概要
（当初）</td><td colspan="3">樋管施設の経年劣化に伴う状態不良により、夏川河川堤防の機能に悪影響を与えていることから、樋管施設及び堤防機能の回復を図るため、補修及び遮水性を保つ工事を実施するもの。
・矢板工（遮水矢板）設置：10 枚
・構造物補修工　ボーリンググラウト工(パッカー工法)：20 ㎥</td></tr>
<tr><td>契約業者名</td><td colspan="3">株式会社ゴトウ産業</td></tr>
<tr><td rowspan="5">契約年月日</td><td colspan="2">当　初</td><td>平成 31 年２月 26 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変　更</td><td>第１回</td><td>平成 31 年３月 18 日</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>令和元年５月 24 日</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和２年１月 29 日</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>令和２年３月 10 日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">契約金額</td><td colspan="2">当　初</td><td>10,800,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更後</td><td>第１回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>7,300,800 円（3,499,200 円の減額）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工　　期</td><td colspan="2">当　初</td><td>平成 31 年２月 27 日～平成 31 年３月 29 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更後</td><td>第１回</td><td>平成 31 年２月 27 日～令和元年５月 31 日</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>平成 31 年２月 27 日～令和２年１月 31 日</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>平成 31 年２月 27 日～令和２年３月 19 日</td></tr>
<tr><td>第４回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>監査意見</td><td colspan="3">・特になし</td></tr>
</table>

カ　（仮称）新登米懐古館新築工事（電気設備）

【教育委員会教育部　文化財文化振興室】

事業概要（当初）	新登米懐古館の建設に伴う電気設備工事を実施するもの。 ・電気設備工事：一式 （電灯、動力、受変電、構内情報通信網、構内交換、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、火災報知、監視カメラ、防犯各設備）		
契約業者名	亀井電気株式会社		
契約年月日	当　初		平成30年1月24日
	変　更	第1回	令和元年5月22日
契約金額	当　初		70,625,520円
	変更後	第1回	70,729,200円（103,680円の増額）
工　期	当　初		平成30年1月25日～令和元年5月31日
	変更後	第1回	―
監査意見	・特になし		

キ　（仮称）新クリーンセンター建設工事

【市民生活部環境事業所　クリーンセンター】

事業概要（当初）	施設及び設備の老朽化に伴い、「エネルギー回収推進施設」「マテリアルリサイクル推進施設」等を具備した新施設を整備するもの。 ・プラント工事：一式（エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設） ・土木建築工事：一式（不燃系可燃系抜取資源物ストックヤード棟、管理棟、車庫棟、外構工事）		
契約業者名	ＪＦＥエンジニアリング株式会社　東北支店		
契約年月日	当　初		平成28年12月14日
	変　更	第1回	平成29年2月27日
契約金額	当　初		9,898,200,000円
	変更後	第1回	―（※各年度支払限度額の変更のみ）
工　期	当　初		平成28年12月15日～令和元年11月30日
	変更後	第1回	―
監査意見	・見積調書の執行日と見積決定日が事実と相違しているので、今後注意されたい。		

ク　登米市立米谷病院建設工事　【医療局　経営管理部経営企画課、米谷病院】

<table>
<tr><td>事業概要
（当初）</td><td colspan="3">療養病棟不足解消のため、米谷病院を、療養機能を付加した病院として整備するもの。
・構造：鉄筋コンクリート構造　３階建（耐震構造）
・工事内容：建築、電気設備、機械設備、既存施設解体撤去・外構工事一式</td></tr>
<tr><td>契約業者名</td><td colspan="3">戸田・渡辺土建特定建設工事共同企業体</td></tr>
<tr><td rowspan="4">契約年月日</td><td colspan="2">当　初</td><td>平成 28 年６月 13 日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変　更</td><td>第１回</td><td>平成 29 年３月８日</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>平成 31 年３月７日</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>令和元年 11 月 18 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">契約金額</td><td colspan="2">当　初</td><td>3,476,520,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更後</td><td>第１回</td><td>3,965,436,000 円（488,916,000 円の増額）</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>4,129,920,000 円（164,484,000 円の増額）</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>4,113,612,000 円（16,308,000 円の減額）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工期</td><td colspan="2">当　初</td><td>平成 28 年６月 14 日～平成 30 年 11 月 30 日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更後</td><td>第１回</td><td>平成 28 年６月 14 日～令和元年 11 月 30 日</td></tr>
<tr><td>第２回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>第３回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>監査意見</td><td colspan="3">・予定価格は、登米市医療局事務決裁規程に基づき、決裁権限の額に応じた者が決定されたい。
・契約変更による契約金額の増額や、翌年度への逓次繰越の際は、もれなく支出負担行為の更正を行われたい。</td></tr>
</table>